

三菱HCキャピタル株式会社 | 案件概要

対象事例：三菱HCキャピタル株式会社（Enablerとしての資金調達・資金供給）

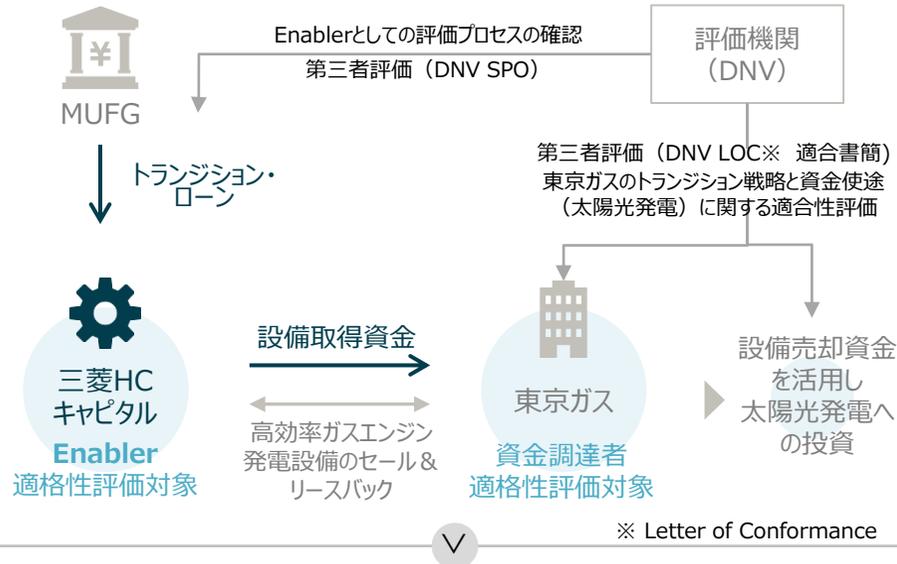
■ 企業概要

業種	その他金融
所在地	日本
事業	各種物件のリース、各種物件の割賦販売、各種ファイナンス業務

■ ローン概要

ファイナンススキーム	<ul style="list-style-type: none"> トランジション・ローン 三菱UFJ銀行株式会社→三菱HCキャピタル株式会社 リースバック 三菱HCキャピタル株式会社↔東京ガス株式会社
評価機関	DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社
調達予定額	非公表
調達予定日	2023年3月

ファイナンススキーム（リースストラクチャ）



※ Letter of Conformance

- ICMAのClimate Transition Finance Handbookや基本指針の記載を基に三菱HCキャピタルをEnablerとして評価。
 - 本案件において、トランジションの適格性を判断するためには設備貸与先のトランジション適格性を確認することが特に重要となる。
- 本案件については、経済産業省の方針に基づき補助金対象案件とし、適格性評価対象の設定を行ったもの。詳細はP.5～10参照。

適格性評価対象

- 三菱HCキャピタルは、Enablerとして、資金調達者である東京ガスのトランジション戦略が適切であること、今回資金使途が東京ガスのトランジション戦略に密接に関連していることを評価。
- 三菱HCキャピタルの評価結果は、外部評価機関からSPO及びLOCの2段階の評価を取得しており(左図参照)、トランジションファイナンスとして適格性が確認されている。

評価対象	評価内容
Enabler(三菱HCキャピタル)に対する適格性評価 -SPO-	<ul style="list-style-type: none"> Enablerとして最終資金調達者のトランジション評価を行うための評価プロセスを確立し、その評価プロセスが適切であることについて、外部評価機関よりSPOを取得している。 具体的には、トランジションの各要素に対してスコアリングを行い、スコアリング結果に応じたトランジション・ファイナンスとしての合否基準を設けており(または外部評価機関により適格性確認されていること)、適切な内部プロセスによって管理・運用される。
資金供給者(東京ガス)に対する評価(トランジションローンの適格性) -LOC-	<ul style="list-style-type: none"> 三菱HCキャピタルは、東京ガスへの資金使途特定型リースファイナンスを通じて、供給した資金が東京ガスのトランジション戦略の実現に資する適格プロジェクト(太陽光発電)に充当されることを評価プロセスに基づき確認している。 また、資金供給後、東京ガスにより調達資金の管理及び環境改善効果のレポートが行われることを確認している。 上記について、外部評価機関よりLOCを取得している。

三菱HCキャピタル株式会社 | 案件概要

対象事例：三菱HCキャピタル株式会社（Enablerとしての資金調達・資金供給）

三菱HCキャピタル評価結果

基本指針要素 1 他

- トランジション戦略：現在公表されている環境方針を策定。多排出分野のトップティア企業のみならず、リース構造を活用した柔軟な資金供給により、サプライチェーン上の中堅中小企業等、幅広い企業の脱炭素を支援し、トランジションの裾野拡大、社会全体での脱炭素を推進していく方針。
- マテリアリティ：「脱炭素社会の推進」をマテリアリティとして特定し、環境貢献と企業としての持続的な成長の両立を目指す。

適格性判断プロセスの妥当性

- 令和4年度温暖化対策促進事業費補助金として採択済みの東京ガスを最終資金調達者とした案件。本件は東京ガスのトランジション戦略と整合的な取組。
- 三菱HCキャピタルはクライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針で示すトランジション・ファイナンスとして充足が求められる各事項について、評価係数を設定の上、案件毎に適合性を判定。
- 上記適合性判定を含め第三者機関によるEnablerとしての評価プロセス及び追加的な適合確認により、トランジションの信頼性を確保。

三菱HCキャピタルのトランジションに関する取組

- ✓ Scope3カテゴリー 15を含む環境実績の公開
 - ✓ 本案件の対象プロジェクトとなる太陽光発電の環境改善効果は最終調達者（東京ガス）に帰属し、社会全体のCO2削減に資する。
- ✓ サステナビリティ委員会の設置
 - ✓ 2021年4月に諮問委員会の一つとして位置付けて設置。
 - ✓ 気候変動をはじめとする重要課題について審議を実施。
- ✓ 「脱炭素社会の推進」をマテリアリティとして特定
 - ✓ 具体的な取組として、水素発電機の開発を手掛けるベンチャーへの出資や水素バリューチェーンの構築に向けた協業の覚書締結。
 - ✓ また統合報告書にて顧客のトランジションに資する投資のサポートに言及し、「脱炭素化のための設備投資を行うお客さまとESGファイナンスに取り組みたい金融機関、投資家さまを「設備リース」を通じて仲介する機能を拡充」することを明記。

三菱HCキャピタルによる資金使途選定プロセス

概要

本案件の結果

STEP 01

最終資金調達先のトランジション・ファイナンス対象企業としての適格性を判断

- ✓ 外部評価機関が4要素との適格性をすでに確認しているため、三菱HCキャピタルとして適格と判断

STEP 02

個別プロジェクトが最終資金調達者のトランジションを実現するためのプロジェクトとしての適格性を判断

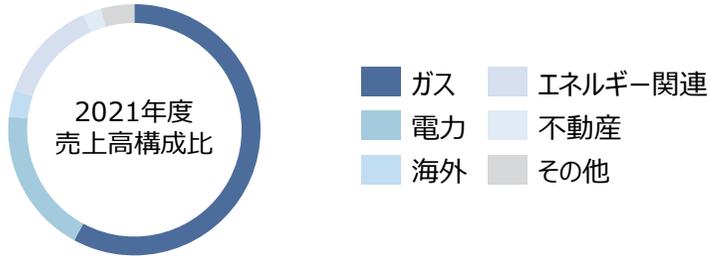
- ✓ 設備売却資金の充当先である本件の資金使途（太陽光発電）が対象設備であることを確認
- ✓ 資金使途対象が顧客のトランジション戦略と整合していることを確認

三菱HCキャピタル株式会社 | 案件概要

対象事例：三菱HCキャピタル株式会社（Enablerとしての資金調達・資金供給）

東京ガス（最終調達者）事業概要

事業の約58%をガスの供給・販売（ガス事業）が占めており、排出量の75%がScope3に分類される。



2030年

- Scope 1 & 2のうち都市ガス製造段階、自社利用ビル、社用車に関して：ネットゼロ
- CO₂削減貢献量（2013年比）：▲約1,700万t（※）
※Scope3排出相当量の減少分▲75万tを含む

2050年

- CO₂ネットゼロ

東京ガス基本指針四要素への対応

要素1

- トランジション戦略：2050年CO₂ネットゼロの実現に向けた移行ロードマップ「Compass Action」を策定。天然ガスによる低炭素化を進めつつ、2030年以降に水素やカーボンニュートラルメタンを順次導入することで、化石燃料にロックインしない、ガス・電力の脱炭素化を実現する計画。
- ガバナンス：トランジション戦略を経営レベルで推進するための体制を構築。

要素2

- TCFD、GRIスタンダード、ISO26001等のガイドラインを活用し、自社の環境上のマテリアリティを特定。この中に気候変動への対応が含まれる。
- 経営上の最重要課題として「天然ガスを扱うリーディングカンパニーとしてCO₂ネット・ゼロをリード」することを位置付けた。

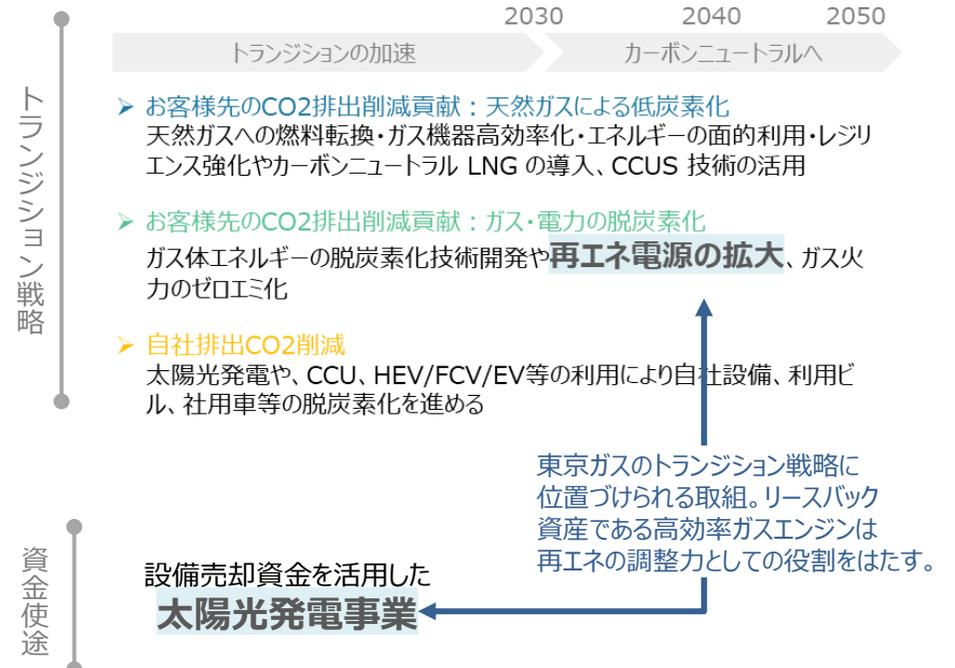
要素3

- 2050年CO₂ネットゼロに向けたScope 1,2及び3の中期目標を設定。
- その実現に向けた低・脱炭素化の取組は、経済産業省によるガス分野のロードマップとも整合。

要素4

- 2030年までに脱炭素含む成長領域に約2兆円規模を投資予定。2020-2022年度の中期経営計画でも、脱炭素等の成長領域を含めて1兆円の投資を予定。
- プロジェクトによる環境改善効果のレポートを年次で実施予定（bond償還まで）。

東京ガスのトランジション戦略と本案件の関係性



※東京ガスのトランジション戦略や事業概要の詳細は「[東京ガス案件概要](#)」を参照のこと

補助金審査委員会 | 結果概要

対象事例：三菱HCキャピタル トランジション・ファイナンス（Enablerとしての資金調達・資金供給）

審査結果：承認

クライメート・イノベーション・ファイナンス推進事業の補助金事例として承認

主なご意見

トランジション戦略

- 補助対象事業として、Enablerである三菱HCキャピタルが将来的にトランジション戦略を構築する方針であり、策定される戦略に期待する。
- 機動性があるガスエンジンを調整力として活用しながら取り組むことがトランジションであり、リースバック資産と資金使途である太陽光発電とが関連した、東京ガスのトランジション戦略にとっても重要な取組である。

他の要素・その他

- 今後中小企業等資金力がない企業のトランジションを促進するためには重要なスキームである。

**補助金事業における
他者のトランジションに資金供給する金融機関（Enabler）による
トランジション・ファイナンス調達の考え方について**

**経済産業省 環境経済室
2023年2月**

Enablerによるトランジション・ファイナンス調達について

- 基本指針の策定、分野別技術ロードマップの策定、モデル事業の実施等を通じて、主要な多排出セクターにおけるトランジション・ファイナンスの事例が創出されてきたところ。今後は、さらに多様な規模・セクター等の案件の創出が期待されるところ。
- 新たなトランジション・ファイナンスに対する具体的なニーズとして、すでに**金融機関等がEnablerとして主導する資金調達&資金供給のケースが上がっている。**
- 本資料はこうしたケースについて想定される資金供給スキームの類型化と、補助金事業におけるそれぞれの評価について整理したものの。

クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針

(中略)

トランジション・ファイナンスで資金調達する主体は、①脱炭素に向けた目標を掲げ、その達成に向けた戦略・計画を策定しており、戦略・計画に即した取組を実施するための原資を調達する主体及び、②**他者の脱炭素化に向けたトランジションを可能にするための活動（投融資を含む）の原資を調達する主体となる。**

ICMA HandBook Related questions

10. How would this guidance be applied by financial institutions who may not necessarily have a transition plan of their own but may be involved in financing transitions made by clients they provide financial services to?

本ガイダンスは、**必ずしも自身のトランジション計画を持っているわけではないが、金融サービスの提供を通じて顧客のトランジションに向けた取組に資金供給をしている金融機関**にはどのように適用されるか？

- Each of the recommendations in the Handbook can be applied by financiers extending debt to underlying projects. In such cases, the financier should articulate the how the underlying projects themselves fit into the project owner's climate transition objectives and strategy. 11. Are science-based targets the same as the Nationally Determined Contributions as
- **対象となるプロジェクトに投融資を行っている資金提供者は本ハンドブックにある推奨事項を、いずれも適用することができる。**この場合、資金提供者は対象となるプロジェクト自体がプロジェクト・オーナーのクライメート・トランジション目標と戦略にどのように適合しているかを、明確に説明すべきである。

■ Enablerとして想定される資金調達・資金供給プレイヤー

✓ 銀行、生保・損保、事業金融会社（含む投資ファンド）、リース会社

※事業会社（持株会社、金融子会社等）が調達し、グループ内で転貸するケースも考えられるがEnablerではなく、グループ戦略の中で判断されるため対象外。

補助金事業の対象とするケースについて

- 基本指針や ICMAハンドブックにおいては、上述のとおり、Enabler自身に戦略が無くともトランジション・ファイナンスとして資金調達することを否定していないが、**経済産業省としてはEnabler自身も戦略を持ち、資金供給者として付加価値を提供することを期待。**
- 一方でトランジション・ファイナンスの裾野拡大に向けては**Enablerは重要なプレイヤー**。**Enablerが具体的な案件を通じて知見を高め、戦略を策定していくことも想定される**ことから、本補助金事業においては、**Enabler自身に戦略が無い場合にも、将来的な戦略策定を前提に、採択可否を判断（下記の個別協議）**する。

■ 想定ケース

- ✓ リースとそれ以外の金融サービスで資金供給の形態に差はあるが、業態に関係なくいずれかに分類される。本補助金事業において対象とするケースは以下の通り。リースの場合、設備利用者の排出量がEnablerに移転し、見せかけの削減とならないことが前提。
- ✓ 補助金審査では、資金供給先におけるトランジション・ファイナンスの適格性及びEnablerのトランジション戦略について確認する。

		Enabler自身に戦略あり（4要素充足）		Enabler自身に戦略なし（4要素未充足）	
		Enablerの評価プロセス（第三者評価有り）	Enablerの評価プロセス（第三者評価無し）	Enablerの評価プロセス（第三者評価有り）	Enablerの評価プロセス（第三者評価無し）
Enablerの調達 資金用途 特定	資金供給先の調達 資金用途 特定 ケース1	補助対象 ◎ リースの既存設備 リースバックは要件あり	×	個別協議 ○ リースの既存設備 リースバックは要件あり	×
	資金供給先の調達 資金用途 不特定 ケース2	リースは▲ リース以外は◎	×	リースは▲ リース以外は○	×
Enablerの調達 資金用途 不特定 ケース3		▲ 最終的な資金の流れを捕捉するハードルが高い	×	—	—

※Enablerの評価プロセス：Enablerとして、資金供給先におけるトランジション・ファイナンスの適格性を評価・判断するプロセス

【業態毎の資金供給形態】

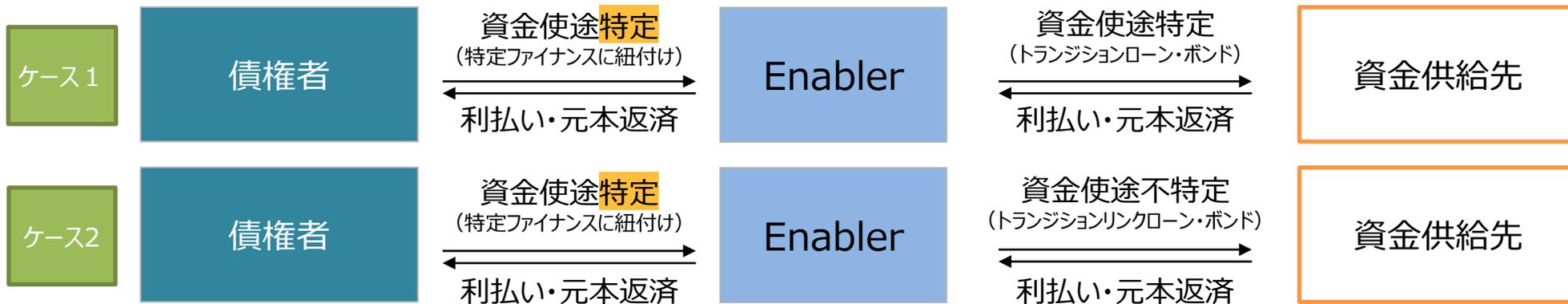


銀行・生損保・事業金融会社の場合

補助対象or個別協議

Enablerの調達資金用途**特定**の場合

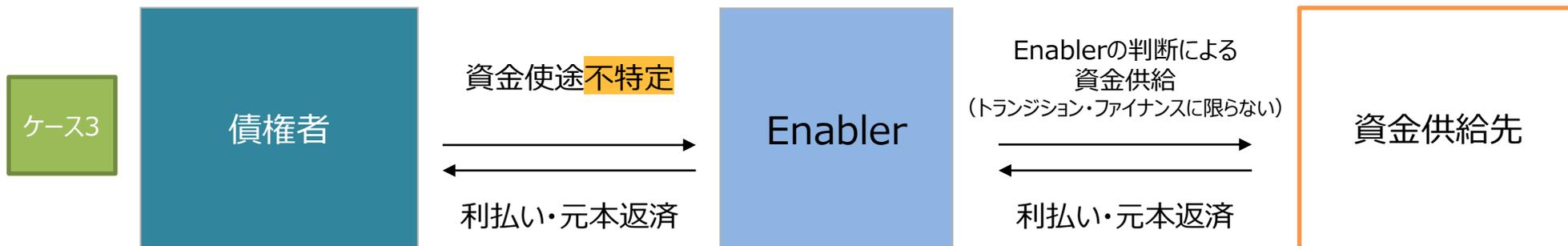
- ✓ 用途特定の場合、適格なトランジションへ資金供給されているか判断する上では、Enablerの戦略有無ではなく、資金供給先のトランジション・ファイナンスとしての適格性が特に重要。この場合、債権者へ資金供給先のトランジション適格性に関する明確な説明が必要。



補助対象外

Enablerの調達資金用途**不特定**の場合

- ✓ 用途不特定の場合、EnablerのKPI（ファイナンスド・エミッション等）のトレースのみでは、適格なトランジションに資金供給されていることを客観的に担保することが難しいといった課題がある。



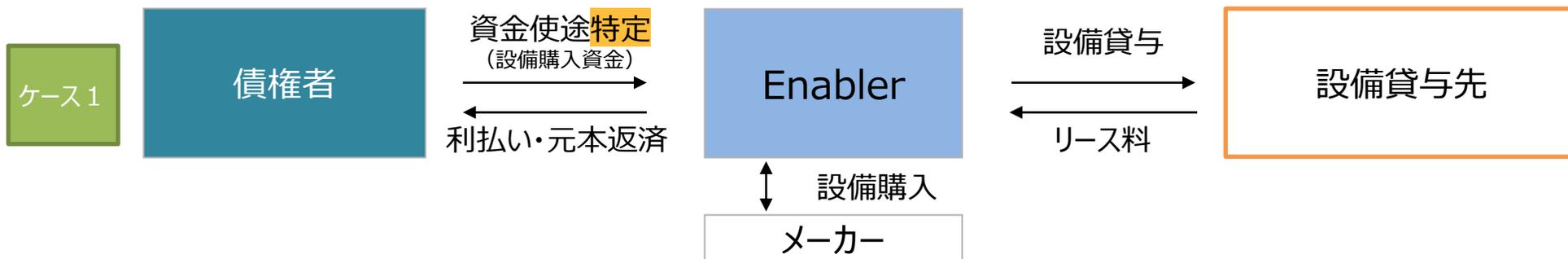
リース会社の場合①

補助対象or個別協議

Enablerの調達資金用途**特定**の場合

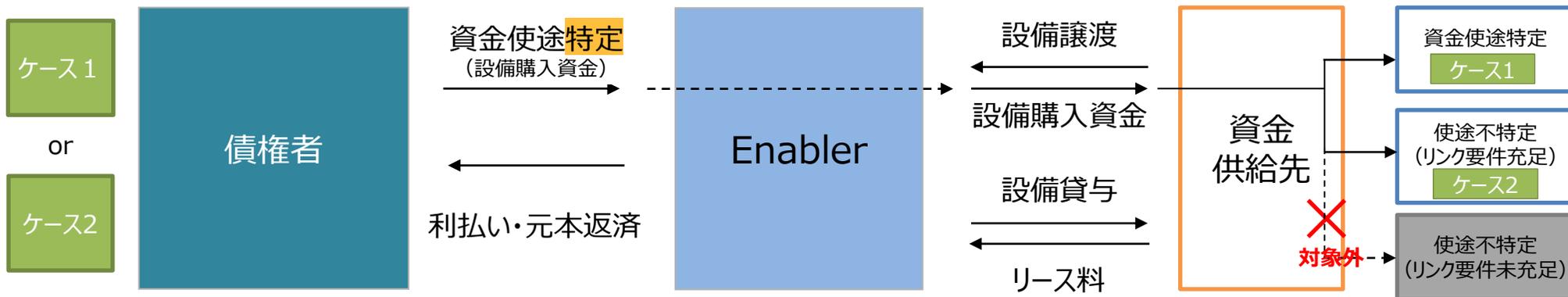
新設（又は新設を目的としたリースバック）の場合

- ✓ 適格なトランジションへ資金供給されているか判断する上では、Enablerの戦略有無ではなく、設備貸与先において、当該設備が適格なトランジション投資であるかが特に重要。この場合、債権者への設備貸与先のトランジション適格性に関する明確な説明が必要。



既存設備のリースバックの場合

- ✓ 既存設備が適格なトランジション資産であることを前提として、設備購入資金の用途を縛ればケース1、用途を縛らずトランジションリンクボンド・ローンと同等の要件を満たす場合にはケース2に該当。ケース1・2ともに設備購入資金が適切にトランジションに使われていることを客観的に判断出来るように担保する必要がある。



リース会社の場合②

補助対象外

Enablerの調達資金使途不特定の場合

- ✓ 使途不特定の場合、EnablerのKPI（リース資産の操業や運用に伴う排出量等）のトレースのみでは、適格なトランジションに資金供給されていることを客観的に判断出来るように担保することが難しいといった課題がある。

